

甘楽町都市計画マスタープラン

甘 楽 町

平成21年3月

1 都市計画マスタープランの概要

1) 都市計画マスタープランとは

今日、都市への人口集中など、これまでの拡大・成長を目的とした「都市化社会」から、少子高齢社会による人口の減少や人々の自然環境への関心が高まり、安定・成熟した「都市型社会」への転換が進んでいます。

また、地方分権の動きの中で、地域の特性に応じた住民主体のまちづくりが求められるようになりました。これまで積み重ねてきた道路や公園などの社会資本ストックを活用しながら、まちづくりを進めることが重要となっています。

こうした時代背景の中、平成4年に都市計画法の改正によって、土地利用や都市施設の配置・整備などの都市計画に関わる基本的な方針を、住民に最も近い立場にある市町村が主体となり、住民の皆さんの意見を反映させてつくる「都市計画マスタープラン」の策定が位置づけられました。

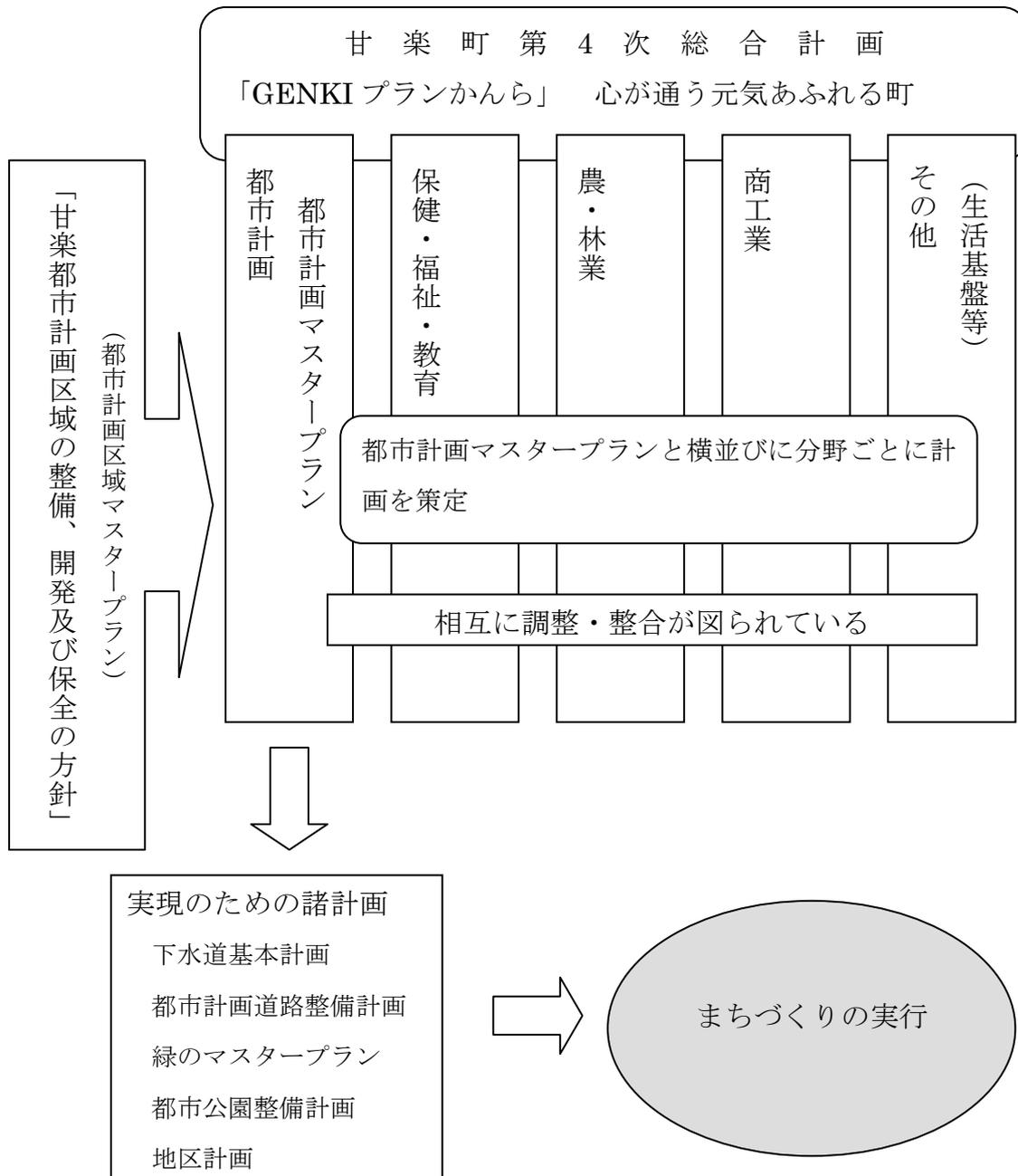
したがって、「甘楽町都市計画マスタープラン」は、甘楽町の特性を最大限に活かした将来の都市像の実現に向けたまちづくりの方向性を示すものであり、今後の土地利用の誘導や道路・公園などの都市基盤施設の整備を行う上での指針となるものです。

2) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、今後のまちづくりにおける都市の環境整備の方向性を明らかにする計画であると同時に、その実現に向けた都市計画に関する基本的な方針を示す計画となっています。

「甘楽町都市計画マスタープラン」については、群馬県が定める「甘楽都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即すことが求められています。

したがって、甘楽町総合計画「GENKI プランかんら」の下位計画として本計画を位置づけるとともに、他の分野別計画における取り組みを総合的に捉え相互に調整、整合を図りながら、より具体的でわかりやすい都市計画分野に関わる計画を策定します。



3) 計画の目標年次

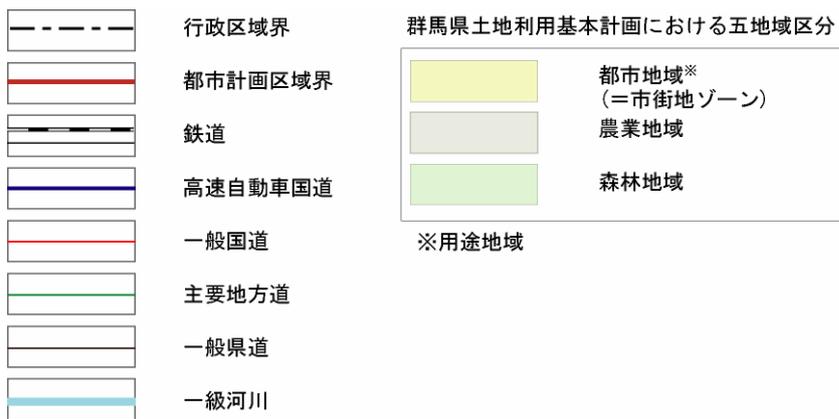
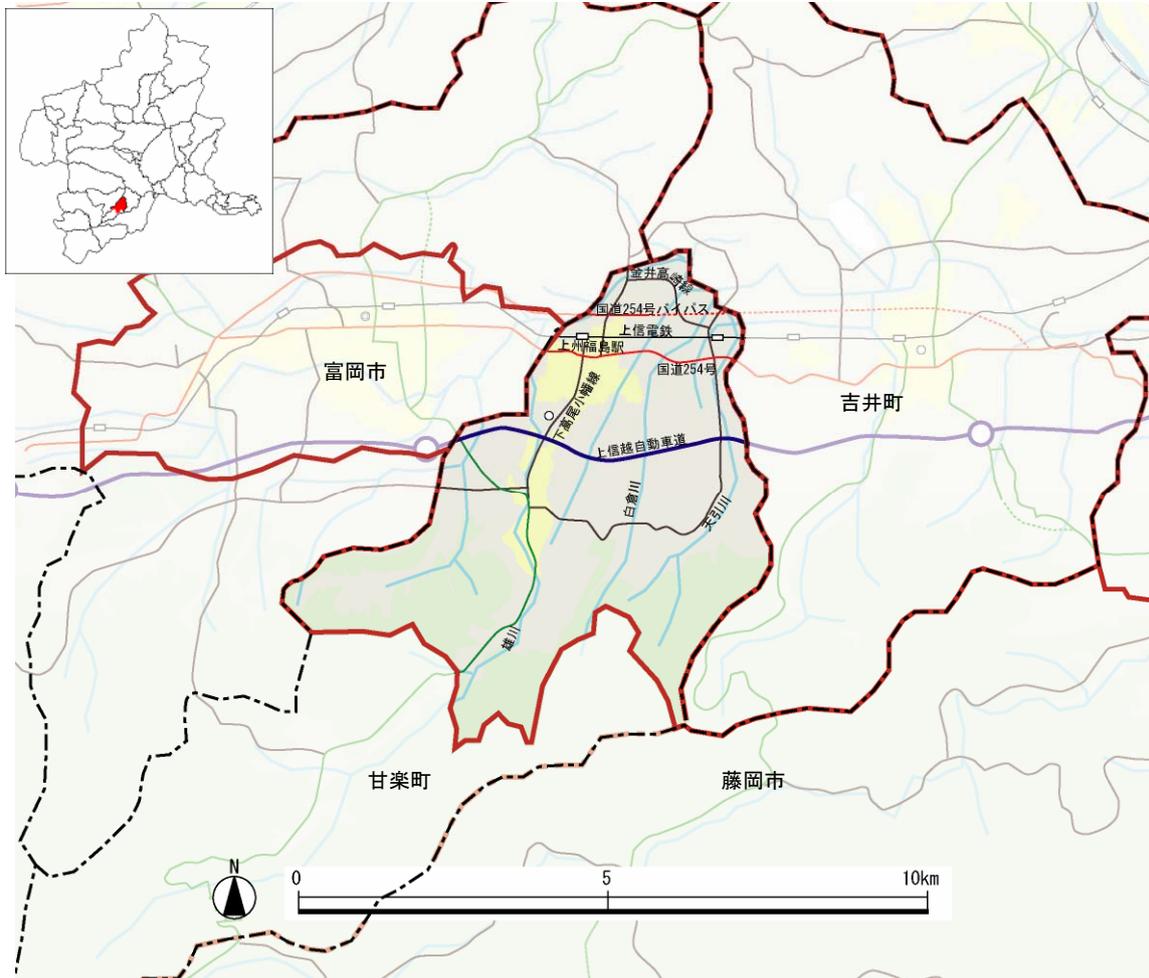
基準年次を平成 17 年とし、都市づくりの基本理念、将来の都市構造については、平成 37 年を想定し、土地利用、都市施設等の方針については、平成 27 年を目標年次として作成します。

- 基準年次：平成 17 年
- 目標年次：平成 27 年
- 都市計画の基本的な方向：平成 37 年

4) 計画の対象区域

- 都市計画区域の名称：甘楽都市計画区域
- 市町村名：甘楽町
- 範囲：甘楽町の一部
- 規模：2, 958 h a

■ 甘楽町都市計画区域



2 本区域の現状及び課題

1) 都市の位置、特性及び位置づけ

甘楽都市計画区域（以下、「本区域」という。）は、群馬県の南西部にあり、中央部の丘陵地、北部の平坦地と変化に富んだ地形を有する甘楽町の一部となっており、古くから農業を主産業として発展してきた。

また、日本名水百選に認定された雄川堰を含む多くの河川が流れ、北を流れる鏑川に注いでいる。年間を通じて温暖な気候に恵まれており、降雪量も少なく穏やかな気候となっている。古代から栄えた土地柄をしのばす史跡や文化財が多く残っており、江戸時代の面影が漂う城下町の家並などの歴史的な町並みも残している。

本区域の中央部を上信越自動車道が横断し、自然、文化、人々との交流が盛んであり、グリーンツーリズムやレクリエーション活動の場として年間約 11 万人が訪れ交流拠点としての役割が高まっている。

2) 都市の動向

本区域では、これまで「豊かな自然や田園風景の中でゆとりと愛着をもって住み続けることのできる市街地の形成」「日常生活を支える中心市街地の形成」等を重点項目として、自然と調和し、安全で安心して暮せる都市づくりに取り組んできた。

今回（平成 17 年）と前回（平成 12 年）の国勢調査結果を比較すると、区域全体で人口は減少傾向にあり、用途地域内外ともとなっている。

人口密度（グロス〔＝区域内居住人口÷区域総面積〕）については、用途地域内の一般国道 254 号沿道の福島地区を中心として、一般国道 254 号や一般県道下高尾小幡線沿道、用途地域外では区域北部の一般県道下高尾小幡線や一般県道金井高崎線沿道で比較的高い集積がみられるが、それ以外の区域では総じて低くなっており、市街地形態に変化はみられない。

それらを地区別で見ると、用途地域内では一般国道 254 号沿道の福島地区で人口密度が増加しているが、南部の小幡小学校周辺では減少している。また、用途地域外では庭谷地区では増加している。それ以外の地区では変化がみられない。

今回（平成 17 年基準）と前回（平成 12 年基準）の都市計画基礎調査を比較する

と、商業系建築物の動向については、区域全体で増加傾向にあり、用途地域内ではほぼ横ばい、用途地域外で増加となっている。

3) 隣接・近接都市計画区域との関係

本区域は、非線引き都市計画区域である富岡都市計画区域・吉井都市計画区域と隣接するが、富岡都市計画区域とは一級河川鑄川により、市街地は連続していない。また、吉井都市計画区域とも市街地は連続していない。

ただし、日常の生活及び経済活動からみると、非線引き都市計画区域である富岡都市計画区域との結びつきが比較的強い。

なお、本区域と近接し、線引き都市計画区域である藤岡都市計画区域、非線引き都市計画区域である下仁田都市計画区域とは地形的制約により、市街地は連続せず、都市間の結びつきも弱い。

4) 本区域における都市づくりの課題

本区域における人口動態は減少傾向にあるが、商業系建築物が用途地域外で増加傾向にあり、区域区分を定めていないことから、都市的土地利用への需要に対し、一定の規制・誘導がなされにくい状況である。

このため、既に住宅地等が集積している一般国道 254 号沿道の福島地区については、都市機能を集約させる等、土地利用の整序化に向けた取り組みが必要であり、小幡小学校及び相の森住宅団地の各周辺等の既存の住宅地については、整備拡充を図り、利便性の高い居住環境の形成を図ることが必要である。

また、産業拠点としての工業地、活力とにぎわいを創出するための商業地の形成を図ることが喫緊の課題である。

3 都市づくりの基本理念

1) 都市づくりの基本理念

本区域の現状及び課題を踏まえ、自然、歴史、文化を継承しながら、新しい時代に対応する魅力的な都市を築くため、本区域の都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

「活力と賑わいを創出する都市づくり」

2) 都市づくりの目標

都市づくりの目標を次のとおり設定し、前記に示した基本理念の実現を目指すものとします。

① 自然を生かした元気な都市づくり

雄川堰に代表される清らかな水、河川に沿って広がる農地など豊かな自然環境を保全しつつ、この恵まれた自然を都市の魅力として有効に活用した都市づくりを目指す。

河川や山林を保全するとともに、農林業との調和を図りながら、秩序ある市街地整備を図る。

② 歴史、文化を生かした交流都市

城下町の面影を残す家並や国指定名勝楽山園などの歴史的文化資源を多く有している。これらを良好に保全・継承するとともに貴重な資源として、交流を促進する都市づくりを目指す。

歴史的な町並みや名勝などの維持、保存につとめ観光地としての魅力向上を図る整備を図る。

③ すべての人が等しく安全に暮らせる都市づくり

すべての人が等しく都市生活を享受できるように、ユニバーサルデザインの都市環境づくりを目指す。

公共施設や観光スポットなどにおいて歩行空間の確保やバリアフリー化を積極的に進め、河川を生かしたやすらぎの空間整備を図る。

④ 協働により誇りと愛着を持って住み続けられる都市づくり

住民や企業が主体的にまちづくりに参加できる仕組みをつくり、行政との協働による都市づくりを図る。

⑤ 賑わいのある都市づくり

都市は、人々が暮らし、働き、学び、また憩い、くつろぎ、楽しみ、暮らしと賑わいが共存する場である。

これからの都市づくりは、地域の歴史や文化に思いをはせ、地域の個性を活かしていくことである。効率優先の都市ではなく、住み、暮らし、働く人に優しい賑わいのある都市づくりを図る。

4 地域毎の市街地像

本区域は、次の9つの区域に分けて整備を進める。

1) 市街地ゾーン

福島地区の国道254号沿線の中核にして雄川と庭谷川に挟まれた平坦地に市街地を形成しているが、低密度な市街地となっていることから、計画的な都市基盤整備を進める。

国道254号バイパス沿線やその他基幹道路沿いにおいては、豊かな自然や圃場整備地域と調和した効率的な市街地の形成を目指す。

2) 商業ゾーン

国道254号バイパス沿線100m、国道254号沿線から小川塩畑堂沿線30mを商業ゾーンとして位置づけ、住民の日常生活を支える近隣型の商業地の形成を図る。

3) 工業ゾーン

既に整備されている和田工業団地、下井工業団地及び天引工業団地を中心に、工業の集約、集積を図れる工業ゾーンの形成を図る。

また、上信越自動車道富岡インターチェンジから約3kmの距離にある善慶寺原地区、国道254号バイパスに隣接している金井遠出居地区に、需要に応じた工業用地の確保を図る。なお、配置にあたっては、周辺住宅地等に及ぼす環境影響に十分配慮するとともに、緑地空間等オープンスペースを確保するなど、周辺地域の調和を図る。

4) 城下町小幡ゾーン（歴史的風致の維持向上を図るゾーン）

名水百選「雄川堰」が流れ江戸時代の面影が漂う「城下町小幡」として知られ、国指定名勝楽山園、地産地消の拠点「甘楽町物産センター」のある小幡地区や、中央に雄川が貫流する「甘楽総合公園」、蕎麦打ち、炭焼きなどの農業体験や里山体験により都市と農村の交流を深める「甘楽ふるさと館」のある善慶寺南地区などは、観光資源の保全と観光地として魅力ある環境整備を図る。

5) 田舎体験ゾーン（都市と農村の交流を図るゾーン）

市民農園として農業体験ができる「甘楽ふるさと農園」のある上野地区は、新しい観光として魅力ある環境整備を図る。

6) 住居ゾーン

市街地にあっては、そこに住む人たちが安全で快適な都市生活をおくることができるように、生活環境の整備を図る。

このため、まとまった低未利用地を中心に居住基盤の整備を進めるとともに、避難地となる公園緑地の活用や、安全な避難路の確保など防災性の向上を図る。

7) ふれあいの丘ゾーン（文化とレクリエーションのゾーン）

「甘楽町文化会館」、「甘楽町総合福祉センター」、「かんら保育園」、「甘楽古代館」、「甘楽町体育館」、「甘楽町陸上競技場」、のある甘楽ふれあいの丘は、文化・レクリエーション地域として環境整備を図る。

8) 農地・集落ゾーン

市街地ゾーンを取り囲む農村集落地においては、農業振興を図るとともに集落のコミュニティの維持・活性化や生活環境の整備を図り、美しい農村景観を保全する。

9) 自然環境保全ゾーン

本区域の南に広がる連石山や南山周辺の丘陵地などにおける無秩序な開発を抑制し、緑豊かな自然環境や景観の保全を図る。

5 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業業務地

ア. 中心商業地

国道 254 号バイパス沿線 100m、国道 254 号沿線から小川塩畑堂沿線 30 mを中心商業・業務地として位置づけ、賑わいのある中心市街地として、近隣型の商業地を配置し、面的な基盤整備を図る。

イ. 日常的商業地

生活利便性を確保するため「日常的商業地」は、福島地区の一般国道沿道や既に集積のある一般国道 254 バイパス沿道周辺で徒歩や自転車といった身近で環境負荷の少ない交通手段でも利用可能な位置に配置し、地域コミュニティ形成の場としての活用を図る。

b 工業地

ア. 専用系工業地

和田工業団地、下井工業団地及び天引工業団地を工業専用地として配置し、本区域の中心的な流通・工業機能を担う拠点として位置づけ、周辺環境に配慮しながら今後とも工業地としての利便性の向上を図る。

また、活力ある工業の振興を推進するため、上信越自動車道富岡インターチェンジから約 3 k mの距離にある善慶寺原地区、国道 254 号バイパスに隣接している金井遠出居地区において、需要に応じた工業用地の確保を図る。

イ. 複合系工業地

基幹となる工業が少なく、建設、電気、自動車関連の中小企業が多い。この中で、路線的な市街地形態となっていることから、幹線道路沿道の一部では、産業環境の向上と居住環境との調和を促進する。

c 住宅地

ア. 専用系の住宅地

小川地区、笹森神社周辺及び鹿島地区等に位置する戸建住宅地区については、中低層階の住宅地としての良好な住環境の改善・向上を図る。また、小幡地区には、城下町として栄えた面影を残す家並が残されており、歴史的な家並の保全を図りながら、特徴的な住宅市街地の形成を図る。

なお、幹線道路沿いの福島多井戸地区、天引口明塚地区、金井遠出居地区、及び小幡中道地区において必要に応じて専用系の住宅地を配置する。

相の森住宅団地周辺等新たな住宅地については、景観づくりや緑化を推進するなど、良好で地球環境にやさしい居住環境の形成とともに、防災、防犯にも配慮した住宅地の形成を図る。

イ. 一般住宅地

専用系以外の住宅地は、一般住宅地として位置づけ、住環境の保全に配慮しながら、住宅と商業・工業が共存できる地区として生活環境の改善・向上を図る。

今後立て替え更新時期を迎える住宅が多くなると予測される地区については、既存施設を有効活用するとともに、ゆとりある居住環境の形成及びこれまで築かれてきたコミュニティの維持を図る。

d 業務地

業務地は、都市中心部におけるオフィス機能の他、研究開発機能など郊外地における新たな業務機能の立地にも考慮しながら、郊外においても適切に配置・誘導を図る。

なお、既に業務機能が集積している地区については、更なる誘導と集積により、拠点性を強化する。

② 土地利用の方針

a 用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針

市街地整備や都市施設整備の進行、地区の特性や現況土地利用の動向より、将来の土地利用を変更することが、地域の発展や既存の都市施設を活かすうえでも有効と判断できる場合には、新たな土地利用への転換を推進する。特

に長期の経過の中で土地利用の機能更新が進む工業地及び商業地については、地域地区制度等の活用による用途転換を推進する。

生活利便性を高める地区にあつては、コンパクトな市街地の形成及び適正な土地利用を念頭に、その地区の特性や周辺地域との機能分担の中で、用途転換、特別用途地区及び地区計画等の制度の活用を検討し、必要に応じ、用途の純化または複合化を進めていく。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

良好な居住環境の形成に向け、都市景観の保全・創造、歴史・文化資産の保全・活用を検討する。また、道路、公園等の公共施設の整備を図るとともに、公共交通サービスの向上を検討する。

新たな住宅地及び既存集落については、コミュニティの形成を考慮し、安心・安全で住み続けたいくなるような良好な居住環境の維持を図る。

c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域内に残る笹森古墳や名勝楽山園などの古墳、社寺林、保存樹、水辺等の緑は、都市に潤いを与える身近で貴重な自然環境であり、都市の風致を維持する上でも貴重な緑地であることから、今後とも継続して保全に努める。

小幡の町並みの中には、庭園を持つ武家屋敷、城下全体を流れる雄川堰や小堰など町の成り立ちと繁栄を伝える文化財は、町の大切な財産でありその歴史的風致の維持及び向上を図る

d 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地の周辺部には、優良な農地が分布しており、その多くが農業振興地域内の農用地区域となっているため、農業振興地域整備計画に基づいて振興保全し、緑豊かな田園都市地域を特徴づけるものとするが、国道 254 号バイパス沿線 100m、国道 254 号沿線から小川塩畑堂沿線 30m を中心商業地として位置づける。

また、必要に応じて善慶寺原地区、金井遠出居地区に工業地、福島多井戸地区、天引口明塚地区に専用系住宅地としての活用を図り、幹線道路沿線は住宅地として整備し調和を取りながら保全していくものとする。

e 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地、土石流危険渓流、地すべり危険箇所等、災害の発生するおそれがある地区については、原則、居室を有する建築物を制限するとともに、過去の災害歴等を踏まえ、溢水等の災害の危険が高い地区については、市街化を抑制する。

f 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

森林や丘陵地、河川敷の雑木林や草生地などの緑地については、保水や地球温暖化の抑制といった生活環境保全機能、または自然景観形成・観光資源といった観点からも重要なため、今後とも維持・保全を図る。

g 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

幹線道路沿道等については、関係機関と調整を図りつつ、計画的な土地利用を図るため用途地域の決定を行う。

集落地域においては、各種法令の適用による土地利用の整序を図りつつ、生活環境の向上を図ることを基本とする。また、宅地化がみられない用途地域や地区計画等各種都市計画手法により、秩序ある土地利用の形成を図る。

6 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア. 交通体系の整備の方針

- ・ 集約型都市構造及び集約拠点の形成を支援するため、少子高齢社会への対応、環境負荷の軽減に寄与するよう、人にやさしい総合的な交通体系の構築を進める。
- ・ 一般国道・主要地方道・一般県道等の幹線道路の整備については、交通結節点を介した相互連携による公共交通の利便性の向上、子供から高齢者、障害者まで、や子供など全ての人が円滑で快適に移動できるユニバーサルデザインの構築を念頭に置いた安心・安全な交通環境の整備を進める。
- ・ 幹線道路の整備にあたっては、都市の結びつきに配慮し、都市間を連結する幹

線道路の整備を進めるとともに、都市の構造や市街地密度、地形条件を考慮し、都市の骨格を形成する道路を位置づけ、都市内交通の円滑な処理を図る。

- ・環境負荷の軽減、交通の円滑化(渋滞対策)、健康増進等の見地から、自転車道利用の促進と自転車関連事故の削減を図るため、通行空間の区分や路肩の活用等を進める。
- ・公共交通については、高齢者などの交通弱者の移動支援や環境負荷の軽減などを念頭に置き、関係機関との協力のもとで必要な施設整備を進める。
- ・また、都市計画道路で、長期未着手となっている路線については都市計画道路として都市計画決定済み延長 24.2 k mのうち約 7.7 k mが整備されている。基本方針に基づき、今後とも計画的に道路整備の推進を図るものとする。

なお、社会経済情勢の変化等を踏まえ「甘楽都市計画道路見直しの基本的指針」を策定し効率的な交通網を計画し整備を図る。

イ. 整備水準の目標

交通体系については、長期的視点に立ち整備を図っていくものとする。なお、広域的な交通需要に対する骨格道路については、周辺の土地利用を考慮し整備する。

② 主要な施設の配置の方針

ア. 道路

- ・広域交通体系の確立と市街地内への通過交通の排除、都市内交通の円滑化を図るため、機能に合わせた道路網を配置する。
- ・道路の構造は、高齢者が歩きやすいよう、あるいは車いす等の通行が容易になるよう、歩道の段差解消等のバリアフリーを図ることにより、高齢者、身体障害者等すべての人にとって使いやすい構造とする。また、既存歩道のバリアフリー化を推進する。
- ・県央地域との連携や広域都市圏内の連携強化を図るため、3・3・1 号北部幹線（一般国道 254 号バイパス）、3・4・2 号国道 254 号線及び 3・4・6 号小川塩畑堂線の整備を位置づける。
- ・市街地の骨格を形成する 3・4・5 号小幡通り線及び 3・4・6 号小川塩畑堂線を延伸した 3・5・9 号小川上野線や富岡インターチェンジへのアクセス性を強

化する 3・4・4 号小幡富岡線、3・3・1 号北部幹線へアクセスする 3・5・7 号新屋駅天引線を位置づけるとともに、都市内の連携強化や市街地内における安全で円滑な交通の確保を図るため、都市計画道路を軸とした段階的な道路網を配置する。

- ・自動車交通から自転車交通への転換を促進するため、段差解消や自転車走行空間の確保等を実施し、誰もが気軽に自転車の利用しやすい環境の整備に努める。

イ. その他

3・4・2 号国道 254 号線と 3・4・5 号小幡通り線の交差部の整備を図り、上州福島駅への交通結節機能の強化を図る。

③ 主要な施設の整備目標

本区域で整備、またはおおむね 10 年以内に着手を予定する事業は、次のとおりである。

■主要な施設の整備目標(道路)

種別	名称	整備予定	備考
道路	3・3・1 号北部幹線(甘楽吉井バイパス)	A	一般国道 254 号バイパス
	3・4・6 号小川塩畑堂線(一般県道下高尾小幡バイパス)	B	

(※整備予定 A：現在施工中、B：10 年以内に着工予定)

2) 下水道の都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア. 下水道の整備の方針

公共用水域の水質保全、市街地などでの雨水による浸水の防除、市街地及び農業地域での生活環境の改善、自然環境の保全などに資するため、利根川上流流域下水道計画等に基づき、市街化の動向や面的な基盤整備の実施などを勘案しながら、計画的に整備を進める。

イ. 整備水準の目標

将来的には、市街地を中心に下水道普及率を高めることを目標とする。
また、その他の地域においても各種事業により汚水処理を進めるものとする。

② 主要な施設の配置の方針

本区域における汚水処理のため、利根川上流流域下水道の事業計画に基づき、市街地の状況を勘案しつつ下水道の面的整備を促進する。

③ 主要な施設の整備目標

本区域で整備、またはおおむね10年以内に着手を予定する事業は、次のとおりである。

■主要な施設の整備目標(下水道)

種別	名 称	整備 予定
下水道	利根川上流流域下水道（県央処理区）関連公共下水道	A

(※整備予定 A：現在施工中、B：10年以内に着工予定)

3) 河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

利根川中流圏域、烏川圏域の河川において、沿川の人口・資産の状況、現況の流下能力、災害の発生状況等を考慮して、洪水による氾濫を防止するための整備を行う。

水質が良好な河川や茂った河畔林の多い河川など、自然が豊かで多くの動植物が生息・生育している地域については、動植物を可能な限り保全し、自然豊かな水辺環境の整備を行う。

市街地を流れる河川や近傍に公園などの人々が集まる施設がある河川では、地域の方々意見をふまえ、気軽に人々が川に親しむことのできる水辺空間の整備を行うとともに、生態系に配慮し、動植物の生息・生育に適した環境の保全・整備に努める。

近年の都市化による都市内の保水・遊水機能の減少のため、河川が有する治水機能に支障をきたし、浸水被害が発生するおそれがあるところでは、土地利用の適正化に努める。

② 整備水準の目標

鑓川圏域河川整備計画に基づき整備を実施する。

河川整備計画で計画対象となっていない河川において、今後計画的に整備を実施する場合は、社会状況、災害の発生状況等に応じて、適宜、整備計画の見直しを行う。

③ 主要な施設の整備目標

必要な箇所について治水対策を行うとともに、良好な水辺環境づくりを推進する。

4) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

機能的な都市活動の確保・向上を図るため、既存施設の維持・更新等を行うものとし、新たに必要となる都市施設の整備については、循環型社会形成への対応を念頭に、長期的展望及び広域的な連携も検討し、整備を進めるものとする。

7 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

都市における核家族化の進展等による新たな宅地の需要に対応し、また、既存市街地内の居住環境の改善や防災性の向上のために、低未利用地等の面的な整備を導入しながら計画的な市街地整備を進め、住み続けられる居住環境の創出を図る。

8 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

良好な自然的環境が残された地域は、永続的に担保されるよう整備、開発及び保全に留意し、総合的な緑地体系の確立を図るとともに、景観形成の向上に資する緑地として位置づける。

身近なコミュニケーションやレクリエーションの場となる街区公園や近隣公園等の整備を図り、多様化するレクリエーション需要に対応するとともに、避難地ともなる地区公園や総合公園、避難路となる緑道等の整備を行い、防災機能の強化を図るものとする。また、これら公園緑地の利用及び存在効果が高まるよう、緑地相互間を有機的に結び、公園緑地のネットワークを図ることで、緑豊かな環境が地域住民の身近なものとなるような配置を検討する。

2) 主要な緑地の配置の方針

① 環境保全系統

稻含山などの森林地域及び丘陵地は、本区域を取り囲む骨格的緑地であり、大気の浄化や気象の緩和、水源涵養や山地災害防止などに資するものであるため、保全を図る。また、骨格的な水辺軸となる一級河川鑓川や一級河川雄川などの水辺環境を保全する。

② レクリエーション系統

甘楽総合公園は、一級河川雄川の水辺や国指定名勝楽山園の歴史資源と一体となって本区域の拠点となる緑地であり、保全と活用を図る。

③ 防災系統

甘楽総合公園を広域的な避難地・防災拠点として活用を図るとともに、上信越自動車道、3・3・1号北部幹線（一般国道254号バイパス）を広域的な避難路・輸送ルートとして活用を図る。

④ 景観構成系統

稻含山などの山々、丘陵地の斜面林、水辺景観軸となる一級河川鑓川や一級河川雄川など、本区域のイメージを象徴する自然景観を保全する。また優れた景観要素となっている国指定名勝楽山園周辺の環境を保全・活用し、本

区域のシンボルとなる景観を演出する。

⑤ 歴史的環境の保全

県内で唯一残る大名庭園で、貴重な歴史遺産である国指定名勝楽山園の保全・復元を図るとともに、甘楽総合公園と一体となったシンボル空間として活用を図る。小幡地区の町並みの中核をなす武家屋敷、雄川堰や小堰などの歴史的風致は、町の大切な歴史的環境であり維持し保全を図る。

⑥ 地域に特有な地形の保存

稲倉山などの山々や丘陵地は、隣接する富岡市や吉井町、下仁田町、藤岡市などと峰を接して県土の骨格を形成する自然緑地ゾーンであり、広域的な見地から保全を図る。また一級河川鐮川の水辺及び斜面林は、広域都市圏を横断する骨格的な水辺環境軸であり、広域的な見地から保全を図る。

3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

種 別		方 針
公 園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的として配置する。
	総合公園	原則として、一の市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に配置する。

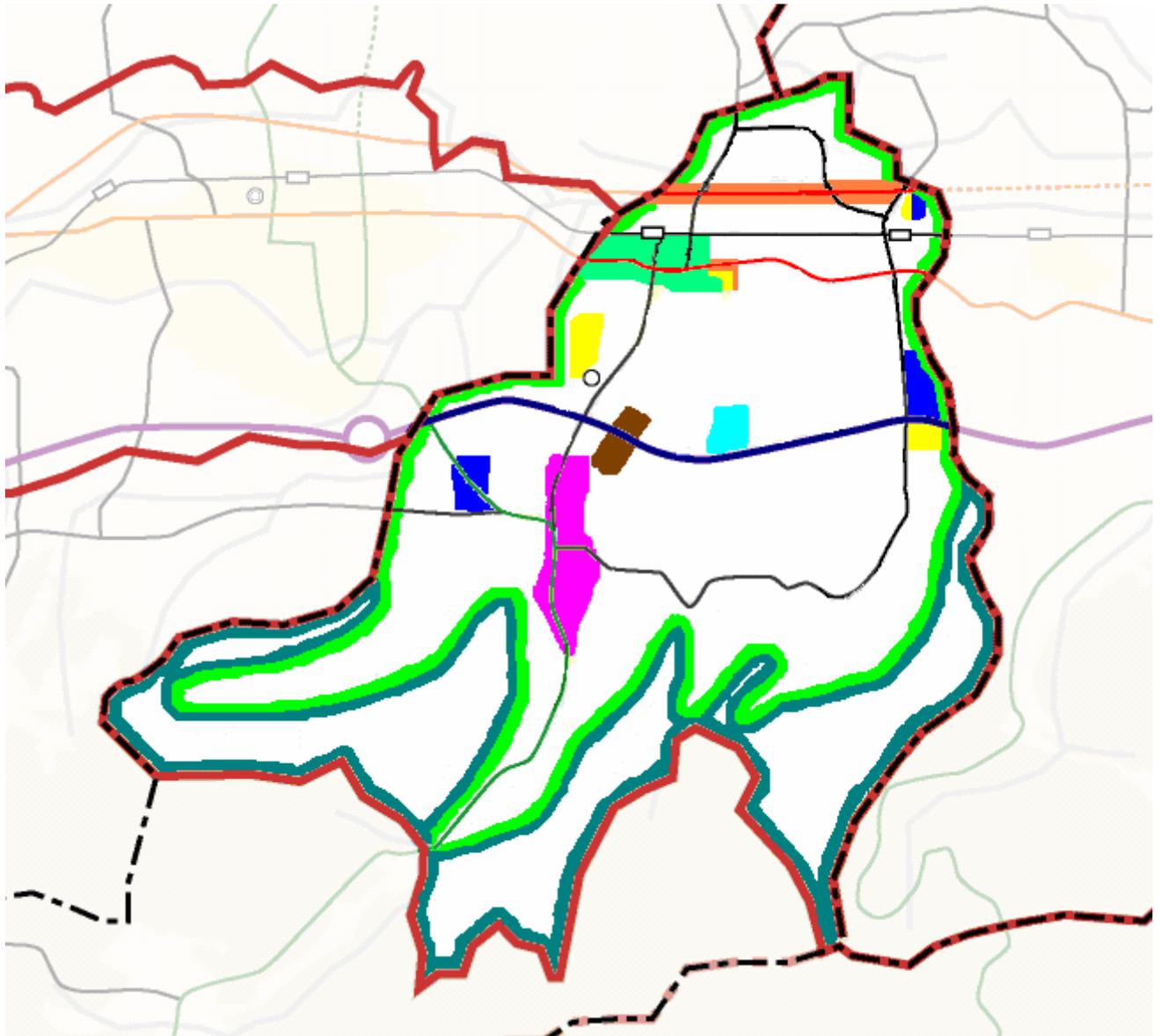
4) 主要な緑地の確保目標

本区域で整備、またはおおむね 10 年以内に着手を予定する事業は、次のとおりである。

■主要な施設の整備目標(公園)

種別	名 称	整備 予定	備考
公 園	楽山園	A	町

(※整備予定 A：現在施工中、B：10年以内に着工予定)



	市街地ゾーン
	商業ゾーン
	工業ゾーン
	城下町小幡ゾーン
	田舎体験ゾーン
	住居ゾーン
	ふれあいの丘ゾーン
	農地・集落ゾーン
	自然環境保全ゾーン